

## 横浜市障害支援区分認定審査会について

### 1 障害支援区分について

#### (1) 定義

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）第 4 条にて「障害者等の障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示すもの」として「区分」を定義しています。障害者等が必要とする支援の度合いを低い順から非該当、区分 1～6 に分けし、障害者総合支援法に基づくサービスを受けるために必要となるものです。

#### (2) 障害支援区分の認定について

障害者等からの申請に基づき認定調査員による調査結果、主治医の意見書を基に市町村が設置する審査会で判定し、判定結果に基づき市町村が認定し、申請者に通知します。

### 2 横浜市障害支援区分認定審査会について

#### (1) 設置目的

「障害支援区分に係る審査判定業務を行うとともに、支給要否決定に当たり必要に応じて意見を聴くための専門機関」として設置します。

#### (2) 部会数、任期（平成 28 年 4 月 1 日現在）

22 部会（1 部会あたり 5 名）、任期 2 年（再選は妨げない。原則最長 10 年まで）

#### (3) 部会（審査会）

ア 開催頻度：1 部会あたり 1 回／月（原則定例開催）

イ 委員構成：「障害者の実情に通じた者のうちから、障害保健福祉の学識経験を有する者であって、中立かつ公正な立場で審査が行なえる者」で構成されます。

医療（医師）、看護（看護師）、身体障害、知的障害、精神障害の各分野から 1 名、計 5 名  
部会長、副部会長は互選で選出（現状、全ての部会で医師が部会長となっています）。

ウ 審査会所要時間：概ね 1 時間以内。

エ 非公開で開催します。

#### (4) 審査会の流れ

ア 審査会開催日概ね 1 週間前に、事務局にて各委員向けの資料を用意

資料内容：医師意見書、認定調査員が作成した調査書類

判定件数：概ね 35 件（15～50 件/回）

イ 用意した資料を基に各委員による区分検討

ウ 部会（審査会）における各委員による審議